

京都市会委員会条例の一部を改正する条例（平成16年3月31日京都市
条例第85号）（市会事務局政務調査課）

京都市公営企業の管理者及び組織に関する条例の一部改正に伴い、常
任委員会の所管を改める必要があるため、改正することとしました。

この条例は、平成16年4月1日から施行することとしました。

京都市会委員会条例の一部を改正する条例を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 梶本 頼兼

京都市条例第85号

京都市会委員会条例の一部を改正する条例

京都市会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「，水道局及び下水道局」を「及び上下水道局」に改める。

附 則

この条例は，平成16年4月1日から施行する。

(市会事務局政務調査課)